

別紙

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会ことばと発達の相談室事業実施要項

(目的)

第1条 この要項は、社会福祉法人神栖市社会福祉協議会（以下、「本会」という。）が実施する市内の言語障害等のある児童とその保護者への助言及び指導をすることにより社会的自立を助長し、福祉の増進を図るための事業について必要な事項を定めるものとする。

(名称及び実施主体)

第2条 事業の名称は、ことばと発達の相談室（以下、「相談室」という。）とし、実施主体は、本会とする。但し、事業運営については、言語聴覚士等に委託することができる。

(事業内容)

第3条 相談室は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 音声機能、言語機能又は聴覚に障害のある児童を対象とした言語訓練
- (2) 言語訓練に必要な検査及び助言、指導
- (3) その他必要と認められる業務

(対象者)

第4条 相談室の対象者は、市内に住所を有し、音声機能、言語機能又は聴覚に障害等のある学齢児童（満6歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満12歳に達した日の属する学年の終わりまでの者）とする。但し、会長が適当と認めた者にあつてはこの限りでない。

(利用手続き)

第5条 相談室を利用しようとする者は、ことばと発達の相談室利用申請書（様式第1号）に必要書類を添えて会長に提出しなければならない。

2 会長は、前項の申請書を受理したときは、その可否を決定し、ことばと発達の相談室利用決定（却下）通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

(利用料金)

第6条 相談室の利用料金は、1回一人当たり500円とする。

(事業の報告)

第7条 事業の実施に当たって、第2条の規定により事業の委託を受けた者は、毎月の利用状況をことばと発達の相談室実施状況報告書（様式第3号）により本会に報告しなければならない。

(委任)

第8条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

1 この要項は、令和5年4月1日から施行する。